二条第一号に規定するマンションをいう。）の管理（同条第七号に規定するマンション管理業に関連するものに限る。）、住宅（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出に係るものに限る。）の管理（同法第二条第六項に規定する住宅宿泊管理業に関連するものに限る。）並びに賃貸住宅（公営住宅を除く。）の管理（賃貸住宅を管理する事業に関連するものに限る。）に係る苦情の処理に関すること。

二　宅地建物取引業者、積立式宅地建物販売業者、マンション管理業者及び住宅宿泊管理業者の監視及び監督に関すること（不動産業監視官の所掌に属するものを除く。）並びに賃貸住宅を管理する事業を行う者の監視に関すること。

3～5　（略）

（地方整備局組織規則の一部改正）

第三条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、その標記が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十四　（略） 十四の二　住宅宿泊管理業者の登録及び監督に関すること。 十四の三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 十五～四十七　（略）	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十四　（略） （新設） 十四の二　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 十五～四十七　（略）

二条第一号に規定するマンションをいう。）の管理（同条第七号に規定するマンション管理業に関連するものに限る。）並びに賃貸住宅（公営住宅を除く。）の管理（賃貸住宅を管理する事業に関連するものに限る。）に係る苦情の処理に関すること。

二　宅地建物取引業者、積立式宅地建物販売業者及びマンション管理業者の監視及び監督に関すること（不動産業監視官の所掌に属するものを除く。）並びに賃貸住宅を管理する事業を行う者の監視に関すること。

3～5　（略）

（不動産適正取引対策官）

第三十八条の三　東北地方整備局、関東地方整備局及び中国地方整備局の建政部に、不動産適正取引対策官一人を置く。

2　不動産適正取引対策官は、次に掲げる事務を整理する。

一　宅地建物取引業者、マンション管理業者及び住宅宿泊管理業者の指導及び監督のうち、宅地建物取引業、マンション管理業及び住宅宿泊管理業に係る取引の適正化に関する事務で重要事項に関すること。

二　（略）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の二　（略）

八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

九～十三の三　（略）

十三の四　住宅宿泊管理業者の登録及び監督に関すること。

十三の五　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

十三の六　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二章（第六条第二項第三号を除く。）及び第三章（第十四条第二項第三号を除く。）の規定による届出の受理、確認及び承認に関すること。

十四～二十六　（略）

（建設業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第三号から第七号まで、第八号から第十三号の六まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。

二　（略）

（不動産適正取引対策官） **第三十八条の三**　東北地方整備局、関東地方整備局及び中国地方整備局の建政部に、不動産適正取引対策官一人を置く。 2　不動産適正取引対策官は、次に掲げる事務を整理する。 一　宅地建物取引業者及びマンション管理業者の指導及びマンション管理業に係る取引の適正化に関する事務で重要事項に関すること。 二　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十三の三　（略） （新設） 十三の五　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二章（第六条第二項第三号を除く。）及び第三章（第十四条第二項第三号を除く。）の規定による届出の受理、確認及び承認に関すること。 十四～二十六　（略） （建設業課の所掌事務） **第八十三条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第八十一条第三号から第七号まで、第八号から第十三号の五まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。 二　（略）	（不動産適正取引対策官） **第三十八条の三**　東北地方整備局、関東地方整備局及び中国地方整備局の建政部に、不動産適正取引対策官一人を置く。 2　不動産適正取引対策官は、次に掲げる事務を整理する。 一　宅地建物取引業者及びマンション管理業者の指導及び監督のうち、宅地建物取引業、マンション管理業及び住宅宿泊管理業に係る取引の適正化に関する事務で重要事項に関すること。 二　（略） （計画・建設産業課の所掌事務） **第八十一条**　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 八　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 九～十三の三　（略） （新設） 十三の四　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 十三の五　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二章（第六条第二項第三号を除く。）及び第三章（第十四条第二項第三号を除く。）の規定による届出の受理、確認及び承認に関すること。 十四～二十六　（略） （建設業課の所掌事務） **第八十三条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　第八十一条第三号から第七号まで、第八号から第十三号の五まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。 二　（略）